

## 弔慰金規約

1. 一般社団法人 奈良県助産師会として、葬儀に関してのみ弔意をこめて対応する。

2. 対象

現会員の死去

3. 対応

弔慰金 5000 円 を理事が代表してご香料・ご霊前として、遺族にお渡しする。

ただし、弔慰金をご辞退された場合は、弔電 5000 円以内を代わりとする。

4. その他

連絡方法：ご家族、他会員より役員→会長

役員は、葬儀に関する詳細な日時・場所・喪主名などを確認する。

ご逝去のお知らせを、会員連絡サイト等にて伝達する。

弔電の場合は、役員が NTT にて 5000 円以内の費用で依頼し、費用を会計に伝える。(文字数や台

紙により金額が変わる)

※会員以外で、奈良県助産師会に縁のある方がご逝去の場合は、会長の判断で、理事会の承認後

会員と同等の対応を行う。

この規約は 2021 年 5 月 15 日から施行する